

令和元年度 後期

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波による被害に伴う授業料免除申請要領

申請受付期間

令和元年7月5日(金)～9月20日(金)

岩 手 県 立 大 学
岩手県立大学盛岡短期大学部
岩手県立大学宮古短期大学部

問い合わせ先

○学生支援室 学生支援グループ

TEL 019-694-2010

FAX 019-694-2011

e-mail ipu-gakusei@ml.iwate-pu.ac.jp

○宮古事務局 TEL 0193-64-2230

FAX 0193-64-2234

e-mail myk-inquire@ml.iwate-pu.ac.jp

令和元年度 後期

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波による被害に伴う授業料等免除申請要領

1 対象者

学生のうち、平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波による次のいずれかの被害を受けた者とする。

- (1) 住居（学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）の住居を含む。以下同じ。）の全壊・大規模半壊
- (2) 住居の全焼
- (3) 住居の流失
- (4) 学資負担者の死亡又は行方不明
- (5) 学資負担者の住居が、福島第一原子力発電所の事故による帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定されたことにより、立退きの被害を受けた場合

※平成 28 年度までに授業料免除の対象となっていた者（以下、「在学生」という。）については、半壊・半焼の被害を受けた者も申請の対象とする。

※上記「対象者」のうち、以下のいずれかに該当する場合、後期の申請を行ってください。

- 平成 29 年度以降に入学した者
- 前期に、震災に伴う授業料免除の申請を行わなかった者
- 前期申請時から家計状況等が変化した者

2 制度の内容

申請区分	内容	選考要件
①住居の被災 (全壊・大規模半壊・半壊・全焼・半焼・流失)	全額免除、半額免除又は 4分の1免除 ※住居のみの被害を理由とし、かつ、申請理由が「半壊」である者は半額免除又は4分の1免除となる。	次のすべてに該当すること。 【学力基準】 ・直前期までの修得単位数等が一定の基準以上であること（注1） ・特別な事情なく留年していないこと 【家計基準】 ・平成 30 年の認定所得額（注2）が一定の基準額以下であること
②学資負担者の死亡		
③学資負担者の行方不明		
④福島第一原子力発電所の事故による被災 (帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域)		

(注1) 平成 29 年度以降に入学した者のみの適用となります。通算 GPA の数値が原則 1.80（震災特別推薦入試で入学した者は原則 2.20 以上）であること。

通算 GPA = (在学中に評価を受けた全 GPA 対象科目で得た GP × 当該科目の単位数) の合計 / 在学中に評価を受けた全 GPA 対象科目の単位数の合計

(注2) 認定所得額 = 総収入金額 - 必要経費 - 特別控除額

3 申請受付

- (1) 申請期間 令和元年 7 月 5 日（金）～9 月 20 日（金）まで [土日祝祭日を除く]
- (2) 受付時間 8 時 30 分～18 時 15 分 [必ず申請者本人が持参すること。郵送による申請は不可]
- (3) 受付場所 滝沢 学生センター 窓口 ※夏季休業期間は窓口の受付時間が短縮となります。
宮古 宮古短期大学事務局窓口 ※夏季休業期間は窓口の受付時間が短縮となります。

4 審査結果通知

審査結果は、11 月末頃に通知します。準備ができ次第、**掲示**によりお知らせしますので、各受付窓口へ「**受付票**」を持参のうえ結果通知書を受け取りに来てください。

5 半額免除、4分の1免除又は免除不承認の場合の納付期限

- (1) 納付期限の変更が承認された場合→1 月 14 日または 2 月 12 日のいずれかに一括で納付。
- (2) 分割納付が承認された場合→12 月 12 日、1 月 14 日、2 月 12 日の 3 回に分けて納付。
- (3) (1) 及び(2) 以外の場合→12 月 12 日に一括で納付。

6 提出書類

※必要に応じ下記以外にも確認書類の提出を求めています。

(1) 必ず提出する書類 (次のすべての書類)

	必ず提出する書類	注意事項
1	授業料等免除申請書 (様式第1号) 家庭状況調査書 授業料等免除申請における確認書	・記入もれ等ないよう、必要事項はすべて記入すること。
2	課税・所得証明書 (原本)(市区町村が発行するもの) ※平成30年1月～12月の所得が確認できるもの。 ※就学者を除く 世帯内全員 分を提出すること。写し不可。	・原本を提出すること(写し不可) ・ 無職者・年金受給者・専業主婦の方も必要 ・学生本人や就学者は不要。

(2) 申請区分に応じて提出する書類

申請区分	提出する書類	備考
○ 住居の全壊・大規模半壊・半壊、全焼・半焼、流失	・罹災証明書 (原本)	原本証明がなされた写しでも可
○ 学資負担者の死亡	・死亡を証明する書類 (写)	
○ 学資負担者の行方不明	・申立書 (任意様式)	行方不明の旨を記入し提出
○ 住居が帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域に存する場合	・被災証明書 (原本)	必ず市町村へ確認し、 原本を提出 。 原本証明がなされた写しでも可

※上記の各証明書類について、所定の形で書類を提出済みの場合、再度の提出は不要です。

(3) 該当事項に応じて提出する書類

該当事項	提出する書類	発行所	
収入 確認 書類	1 平成30年1月～申請時まで に転職又は新たに就職した者	・月収(又は年収)見込証明書 ・最近3か月分の給与明細書 (写) 左記のいずれか	転職・就職後の勤務先
	2 年金・恩給等 受給者	・年金等の源泉徴収票 (写) ・年金等改定通知書 (写) ・年金等支払通知書 (写) 左記のいずれか (平成30年1月～12月の受給額が分かるもの)	社会保険庁等
	3 雇用保険(失業給付金) 受給者	・雇用保険受給資格者証 (写) 受給額・期間が分かるもの	職業安定所
	4 生活保護 受給世帯	・保護開始(変更)通知書 (写) ・受給証明書 (写) 左記のいずれか (扶助料が分かるもの)	福祉事務所等
	5 児童扶養手当 受給世帯	・児童扶養手当受給者証 (写) 受給額がわかるもの	市区町村役場
	6 臨時的な所得がある場合 (申請前6か月以内に限る。退職金、保険金、資産譲渡所得、山林所得等)	・退職所得の源泉徴収票 (写) ・退職金支払通知書 (写) ・保険金支払通知書 (写) ・売買契約書 (写) ・確定申告書 (写) 左記のいずれか	勤務先・保険会社等
	7 3か月以上継続してアルバイトに従事している場合	・源泉徴収票 (写) ・給与支払明細書 (写) ・その他収入額を確認できる書類 左記のいずれか	勤務先
	8 学生本人が独立生計者である場合(次の全部に該当すること) ・父母等の被扶養者でない(健康保険・所得税等全て)こと ・父母等と別居し、住民票が別であること ・本人又は配偶者の収入のみで生計を維持していること	・本人・配偶者・父母等の平成30年分所得の確定申告書(写)又は源泉徴収票(写) ・市区町村長が発行する本人・配偶者・父母等の平成30年分所得証明書 ・本人の健康保険証等 (写) ・本人の属する世帯全員の住民票 左記の全部	市区町村役場
控除 確認 書類	10 障がい者	・障害者手帳 (写) 障害者年金の書類(写)も忘れずに提出のこと	都道府県等
	11 長期療養者(6か月以上)	・初診日を明記した診断書(原本) ・申請前1年以内の医療費の領収書 (写) 左記の全部	医療機関等
	12 家計支持者が別居している世帯 (単身赴任等)	・別居のため特別に支出した費用(住居費等)の申請前1年以内の領収書 (写)	

7 注意事項

- (1) この書類は、【平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波による被害に伴う授業料免除】の令和元年度後期に申請する場合の申請要領です。
- (2) 令和元年度【後期】授業料免除・納付期限変更・分割納付申請（通常の申請）の場合、別の申請書に記入のうえ提出してください。
※通常分の授業料免除等申請も、震災に伴う授業料免除申請も、申請期限は 9 月 20 日(金)です。
- (3) **申請者は学生本人**です。提出書類は必ず**自分で記入**してください。
- (4) 必要書類に漏れがないようにしてください。書類不備で所得の審査が出来ないと、免除の可否を決定できません。
- (5) 申請要領等をよく読み、そのうえで不明な点については、早めに学生センターに**自分で**問い合わせてください。
- (6) 受付の際、記載内容について質問することがあります。回答できるよう内容を理解しておいてください。
- (7) 誤記、記入漏れ等があると申請者本人の不利益となる場合があります。丁寧に記入してください。
- (8) 収入等について不明な部分は、親等に確認しておいてください。
- (9) 書類を提出する前に、記入漏れ、書類の添付漏れがないか十分にチェックするとともに、次回申請に備えてコピーを保管するなど、各自工夫してください。
- (10) 申請期限間近になると、窓口が混雑しますので、早めの申請にご協力ください。期限直前の申請で書類が不備の場合には、申請自体を受理できない場合もあります。
- (11) 申請後、必要に応じて掲示、電子メール、電話等により内容確認の連絡をすることがありますので、迅速に対応してください。
- (12) 虚偽の記載により申請を行ったことが判明した場合には、承認後であってもこれを取り消すことがあります。
- (13) 授業料免除等を申請する場合は、授業料の納付方法は銀行口座振替を選択していただく必要があります。口座振替依頼書を未提出の場合は、授業料免除等申請書と併せて口座振替依頼書を提出してください。

※以下は、震災に伴う授業料免除等とは異なります。

<特別な事情による授業料免除について>

次の各号のいずれかに該当する特別な事情により、授業料を納付することが著しく困難であると認められる場合は、その申請により、当該理由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料が免除となります。ただし、当該理由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、当該期分の授業料が免除されます。

- (1) 学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡した場合
- (2) 学生若しくは学資負担者が風水害等の災害(以下「災害」という。)を受けた場合
- (3) 前2号に準ずる場合であって、相当と認められる理由がある場合

当該理由に該当する方は、別途、学生センターまで申し出てください。